

児童の通学中における交通安全の確保に関する施策の推進に関する法律案概要

目的

通学中の児童が巻き込まれる交通事故の発生を防止するとともに、児童が安全に通学することができる交通環境を整備するため、児童の通学中における交通安全の確保に関し、基本指針、市町村児童通学交通安全計画、児童通学交通安全協議会、児童通学交通安全交付金等について定めることにより、児童通学交通安全区域における交通規制、児童が通学のために通行する道路の整備その他の児童通学交通安全確保対策を推進する

定義

児童通学交通安全区域 小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の周辺の区域のうち、市町村が、児童の通学中における交通安全の確保のため、その全域にわたって時速30km以下とすることを基本とする車両の最高速度の指定を行い、かつ、その全部又は一部の道路について車両の通行の禁止又は制限を行うことが特に必要な区域として市町村児童通学交通安全計画において定める区域

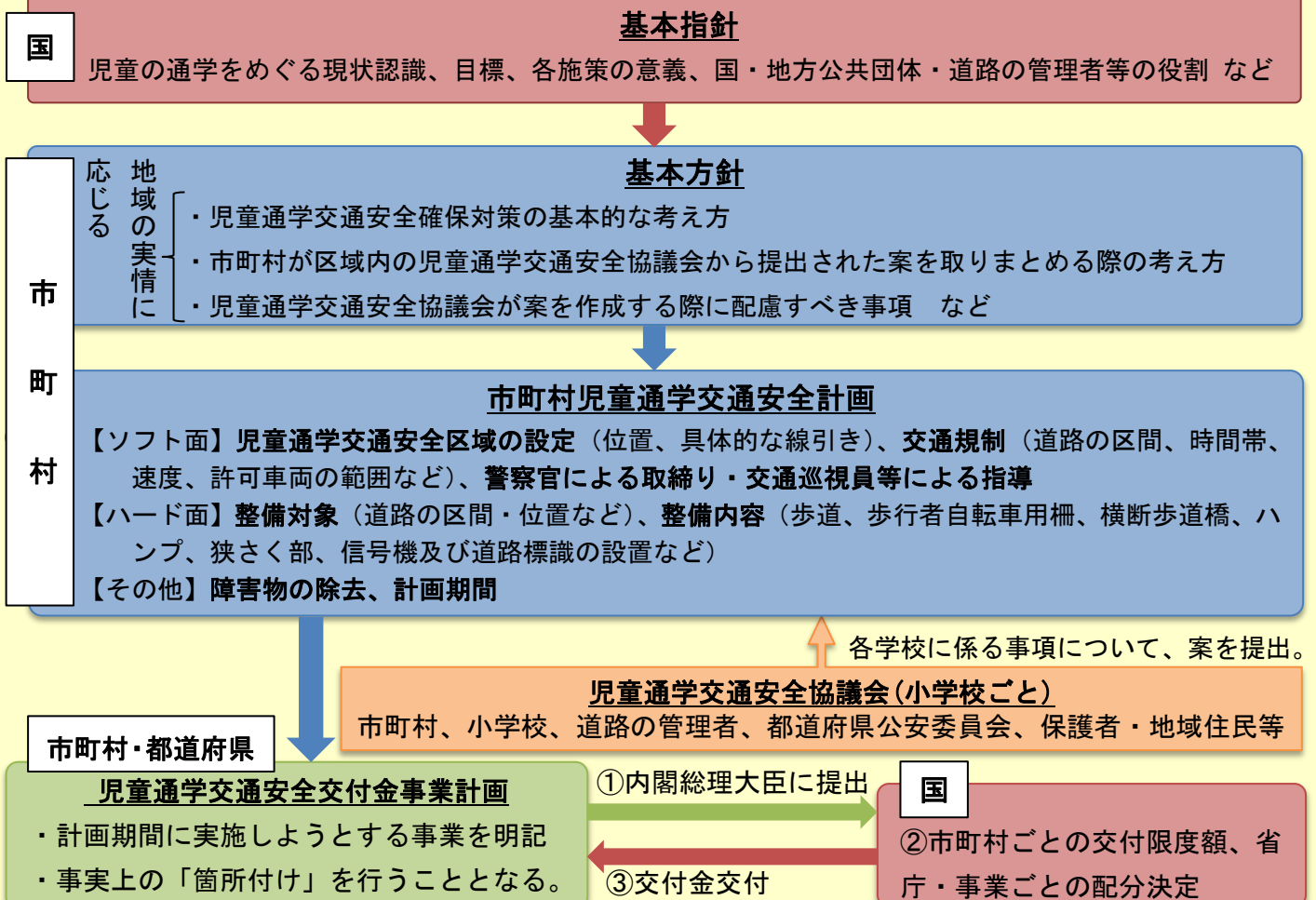
児童 小学校に在学する者 **道路** 道路交通法の道路（農道等は含まれ、高速道路等は除かれる。）

責務

国及び地方公共団体 児童の通学中における交通安全があまねく全国において確保されるよう、それぞれの役割を踏まえ、児童通学交通安全確保対策を策定・実施する責務を有し、必要な体制の整備を行うものとする

国民 児童の通学中における交通安全を確保することの重要性について理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる児童通学交通安全確保対策に協力するよう努めなければならない

制度の仕組み



その他の施策

啓発活動及び研究開発の推進等